第４期スポーツ基本計画の策定について【諮問の概要】

参考3－2

令和７年11月21日のスポーツ審議会総会において、河合純一スポーツ庁長官から、第４期スポーツ基本計画の策定について諮問。今後、令和８年度中に、第４期スポーツ基本計画を策定予定。

スポーツ基本法改正と第３期スポーツ基本計画（令和４～８年度）中間評価

○　令和７年６月、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図るため、改正スポーツ基本法が成立。
国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協力の下、改正の趣旨や理念を踏まえた更なる施策の推進が必要。

○　第３期計画の中間評価では、
・パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、第３期計画に基づくこれまでの取組が一定の役割を果たしてきたこと
・一方、社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方を検討していく必要性が生じていること
・働く世代や女性のスポーツ実施率の伸び悩み等、実績値の推移から明らかとなった課題や、アスリートに配慮した競技力の向上やインテグリティ確保等の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や、地域スポーツにおける地域間格差の解消等、新たに顕在化してきた課題への対応が必要であること　が示された。

○　社会が急速に成熟・変化していくことに伴い、スポーツに求められる役割が更に幅広く、深化しており、楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、「スポーツが社会活性化に寄与する価値」への期待が高まってきている。

第４期スポーツ基本計画の策定において、次の事項を中心に審議を依頼

第４期スポーツ基本計画の策定について（諮問）

第一　改正スポーツ基本法の理念や第３期計画の中間評価等を踏まえ、これからの時代にふさわしいスポーツ政策の在り方の提示

（踏まえていただきたい観点）
○　スポーツには人々に楽しさや喜びをもたらす価値と社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に貢献する価値があるという観点
○　急激な少子化・競技人口の減少 スポーツ実施環境の変化、デジタル技術の発展といった大きな変化の中、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず全ての国民がスポーツの多様な価値を享受することができ、日本社会全体のウェルビーイングが向上するという観点

第二　今後５年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容の提示

（特に御検討いただきたい点）
○　部活動の地域展開をはじめとした、子供たちが将来にわたり豊かで幅広いスポーツに親しむ機会の確保・充実
○　年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境の整備、共生社会の実現
○　アスリートに配慮した国際競技力の向上、国際大会開催支援等、全てのアスリートが自ら持つ可能性を発揮することができる環境の実現
○　まちづくりや成長産業化、デジタル技術の活用等、スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
○　気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備や、人材・資金の好循環等のスポーツ推進のための環境の整備
○　スポーツ団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応、ドーピング防止活動等、スポーツ・インテグリティの確保